

## 沖縄県平和創造の森公園内のお手植え木管理要領

平成 11 年 12 月 3 日 農緑第 1055 号  
改正 平成 14 年 2 月 26 日 農緑第 2019 号  
改正 平成 29 年 12 月 4 日 環再第 590 号

この要領は、沖縄県平和創造の森公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）、沖縄県平和創造の森公園管理運営実施要領に定めるもののほか、公園内のお手植え木の健全な育成及び保全管理について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 1 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）通常管理 環境再生課長と指定管理者の指定管理業務で定める、平常時における、お手植え木の育成及び保全管理。
- （2）特別管理 前号以外に、特別に保全管理の強化を要する日においてなされる管理。
- （3）閉園時 条例第 9 条に示す開園時間以外の時間帯及び条例第 8 条に示す休園日。
- （4）開園時 前号に定める時間以外の時間

### （管理の対象区域）

第 2 この要領において定める管理の対象区域は、別添図に示すとおりとする。

### （通常管理の設定）

第 3 通常管理の内容は、原則、指定管理業務の仕様書等において、環境再生課長が示すものとする。ただし、指定管理業務にて特別な指示が無い場合は、通常管理の作業内容について適宜、指定管理者が県に事前確認を行い、承認を得た上で作業を実施することとする。

### （特別管理の設定）

第 4 特別管理の内容は、次の各号に定めるものとする。

- （1）閉園時の警備における警備員の増員
- （2）対象区域内への警戒要員（開園時）及び警備員（閉園時）の常時配置
- （3）対象区域内への立入の制限（立入制限に関しては別に定める）
- （4）第 6 に示す協議会において定めるその他の事項

### （特別管理を要する日及び期間の設定）

第 5 特別管理を要する日は、環境再生課長が必要と判断した日とする。

- 2 特別管理を要する期間は原則として、前項で定めた日を基準として、前日の閉園時刻から開始し、翌日の開園時刻までとする。

( 協議会の設置 )

第 6 お手植え木の健全な育成と的確な管理を推進するために、「適正管理協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

( 協議会の業務 )

第 7 協議会はお手植え木の育成状態を確認するとともに、育成及び保全管理等に必要な事項について協議し、その実施に努める。

2 協議会は、原則、特別管理を要する場合に会長が開催する。

( 協議会の構成 )

第 8 協議会は、環境再生課で構成する。

2 協議会の会長は、環境再生課長とする。

3 会長は、必要に応じて協議会に指定管理者及び関係者を出席させ、意見を求めることができる。

( 雑則 )

第 9 この要領に定めるもののほか必要な事項については、環境部長が別に定める。

附 則

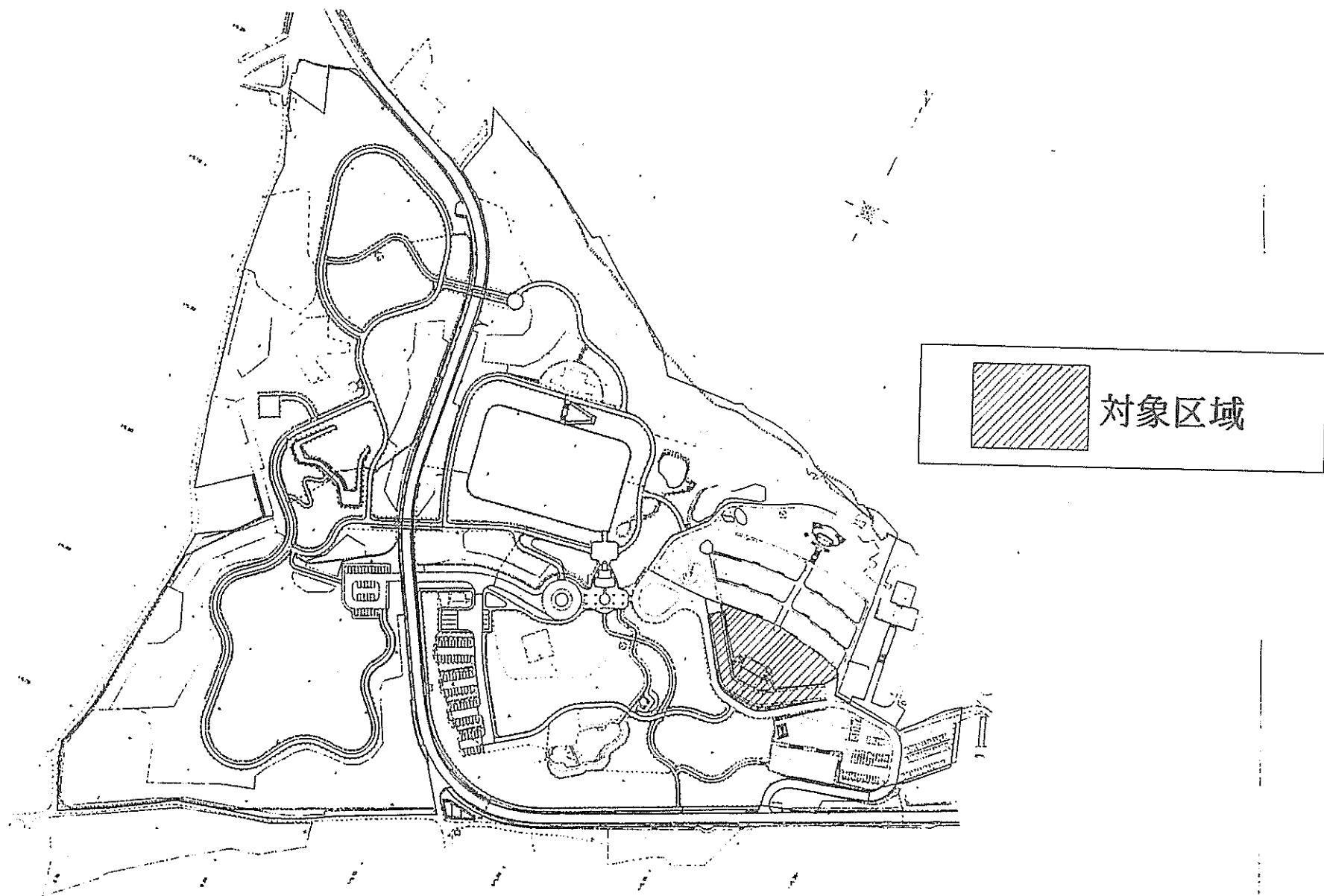
この要領は、平成 11 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。



お手植え木管理規程の区域図